

平成 2 2 年度

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会
(第 1 回)

農林水産省経営局 保険課・保険監理官

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会

平成23年1月25日（火）

14:00～16:20

農林水産省第2特別会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 農林水産省経営局担当審議官あいさつ
- 3 部会長互選
- 4 部会長挨拶
- 5 農業共済部会の審議事項及び審議方法について
- 6 我が国の畜産業について
 - （1）畜産をめぐる情勢について
 - （2）最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- 7 家畜共済制度の概要及び
農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢について
- 8 諮問事項の概要説明
- 9 閉 会

○木村保険数理室長

委員の皆様がお揃いになりましたので、定刻をちょっと過ぎましたが、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会を開会致します。

本日は、委員の改選後、初めての開催となりますので、まだ、部会長が決まっておきませんので、それまでの間、私、事務局の保険数理室長の木村が進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、初めての部会でもありますので、まず、委員の方々の御紹介をさせていただきたいと思います。今回の構成は委員の方4名、臨時委員の方5名、合わせて9名ということになってございます。

初めに委員の方々から御紹介させていただきます。

まず、近崎委員でいらっしゃいます。

○近崎委員

近崎と申します。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

三森委員でございます。

○三森委員

有限会社ぶどうばたけ三森と申します。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

三村委員でございます。

○三村委員

三村と申します。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

山崎委員でございます。

○山崎委員

山崎と申します。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

続きまして、臨時委員の方々を御紹介させていただきます。

伊藤委員でございます。

○伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

小倉委員でございます。

○小倉委員

よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

鴻上委員でございます。

○鴻上委員

鴻上でございます。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

堀田委員でございます。

○堀田委員

堀田です。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

和田委員でございます。

○和田委員

和田でございます。よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

本日は、委員及び臨時委員合わせて9名全員の方に出席いただいております。したがって、所属委員の3分の1以上の御出席ということで、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定に基づきまして、本部会が成立しておりますことを御報告したいと思います。

続きまして、私ども事務局のほうの出席者を紹介させていただきます。

はじめに、経営局担当の坂井審議官でございます。

○坂井審議官

よろしお願い致します。

○木村保険数理室長

保険課長の渡邊でございます。

○渡邊保険課長

よろしお願い致します。

○木村保険数理室長

保険監理官の青木でございます。

○青木保険監理官

よろしお願い致します。

○木村保険数理室長

保険監理官補佐の三上でございます。

○三上保険監理官補佐

よろしお願い致します。

○木村保険数理室長

保険課課長補佐の大塚でございます。

○大塚保険課長補佐

よろしお願い致します。

○木村保険数理室長

そして、本日、農業共済の担当ではございませんが、今年度の農業共済部会の関連事項を説明するために、お二方にお越しいただいております。初めに生産局畜産企画課の西端課長補佐でございます。

○西端畜産企画課長補佐

よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

消費・安全局動物衛生課の山野課長補佐でございます。

○山野動物衛生課長補佐

よろしくお願いします。

○木村保険数理室長

出席者につきましては、以上でございます。

次に議事の運営でございますけれども、食料・農業・農村政策審議会議事規則の第3条第2項の規定によりまして審議会は公開が原則となっております。本部会につきましても公開とし、傍聴を希望される方につきましては事前にお申込みをいただきまして、本日お見えになっていらっしゃると思います。なお、資料、議事録につきましても、公開することになっておりますので、御了承下さい。

それでは、開会に当たりまして、坂井審議官から御挨拶を申し上げます。

○坂井審議官

それでは共済部会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

今回の部会は委員の皆様方、改選後、初めての会合でございます。ほとんどすべての委員の方々に新しく御就任いただきました。是非、農業共済事業の健全な運営、また発展に向けて御尽力を賜ればとお願い申し上げます。

さて、この農業共済制度でございますが、非常に歴史と伝統のある制度でございます。昭和22年に発足しております。これは申しあげるまでもなく、天候ですとか、自然災害によって大きな影響を受けやすい農業の健全な発展を支えるセーフティネットとして非常に重要な役割を果たしてきております。

昨年は、これは記憶にまだ新しいところだと思いますが、夏場にかけて大変高温が続きまして、春先の低温・日照不足もありまして、30年に一度、と言われるような大きな被害がでました。しばらく前に100年に一度の金融危機というのがありましたが、農業の世界では30年に一度の異常気象によって、大きな被害がでまして、お米につきましても一等米の比率が非常に低くなり、また乳白米等が大量発生致しました。

こうした結果、平成22年度の農業共済の共済金の支払見込でございますが、約1,100億円程度ということで大きな補償が必要な状況となっております。

また、共済制度で、このような大きな災害にもしっかりと対応して農家の方々の支援をできると、そういった効果もあると考えております。

また、昨年は宮崎県で口蹄疫の大きな被害が出ました。4月に口蹄疫が発生し、非常に困難な課程を経て、幸いにして10月には、また日本が正常国として輸出ができるような手続きを、国際獣疫事務局に申請をする、そういったところまで、なんとか皆さんの御協力の下、たどりついたところでございますが、また、最近鳥インフルエンザが宮崎県において発生しておりまして、現在、国を挙げて全力でその対応に取り組んでいるところでございます。

さて、昨年の4月からは、戸別所得補償制度ということで、それぞれの農家戸別にお米、畑作物、主要な作物につきまして、農家の所得を補償する仕組みが新たに

スタートしております。

この仕組みは、まさにセーフティネットとして、残念ながら生産費が販売価格よりも高いような農産物の再生産を確保するといったことで、新しい制度が始まったわけでございます。農業災害補償制度も、セーフティネットとして、農業経営の安定、農産物の安定供給ということで、非常に重要な役割を果たしてきているところでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、委員の皆様方の改選後初めての部会でございますので、まずは部会長を互選していただき、その後、畜産業の情勢、農業災害補償制度全般の情勢につきまして事務方より御説明をさせていただきまして、御議論を賜ればとおもいます。

是非、御忌憚のない御議論をいただければとおもいます。私は別の会議に出席しなければならないため、中程で中座させていただくことになります。大変失礼を申し上げますが、是非御忌憚のない御議論をいただいて、今後の制度の運営に役立たせていただきたいと思います。

これをもちまして私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○木村保険数理室長

それでは、これより議事の方に入りますので、報道関係のカメラの方は御遠慮いただきますようお願い致します。

まずは、議事の一番目でございます。

本日は委員改選後、初めての農業共済部会でございますので、まず、部会長を選出していただく必要がございます。

審議会令第6条第3項の規定によりますと、部会長は、部会に属する委員の互選により選任することになっております。

当部会の委員は、近崎委員、三森委員、三村委員、山崎委員の4名でございます。

この4名の中から互選ということになりますが、4名の委員の方、部会長の選任につきまして何か御意見とか御提案がございましたらお願い致します。

○三森委員

はい。

○木村保険数理室長

三森委員どうぞ。

○三森委員

三森でございます。三村委員は、農業共済部会にこれまでも所属されていたとお聞きしており、審議事項について既に深い知見をお持ちであると思えますし、また、委員経験も豊富であると伺っておりますので、部会の審議結果なども適切にまとめていただけたと思います。そのような点から、三村委員に部会長をお願いしたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○木村保険数理室長

ただ今、三森委員から御提案ありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木村保険数理室長

御異議がないようですので、三村委員に部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。また、恐縮ですが、部会長席の方に御移動方、よろしくお願い致します。

○木村保険数理室長

それでは、これ以降の当部会の運営につきましては、三村部会長をお願いすることと致します。よろしくお願いします。

○三村部会長

ただいま部会長を拝命しました三村でございます。どうぞよろしくお願いします。本日は、新たな体制の下での初めての農業共済部会でございますが、今年度の当部会は、家畜共済の共済掛金標準率及び診療点数・薬価基準が審議事項となっており、いずれも審議の対象は家畜共済であると伺っております。

後ほど、事務局から、我が国の畜産業についての説明や家畜共済の内容についての説明を行っていただきますので、よろしく御審議のほどお願いします。

委員各位の御協力をいただきまして、円滑な進行に努めてまいりますので、重ねてよろしくお願い致します。

それでは議事を進めさせていただきますが、まず、部会の運営のために、部会長代理を決める必要がございます。

食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項によりますと、部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

農業共済は、農業経営の安定と農業生産力の発展にその制度的な役割がございます。そこで、農業経済についての専門家でいらっしゃる伊藤臨時委員に部会長代理をお願いいたしたいと思います。

伊藤臨時委員、いかがでございましょうか。

○伊藤臨時委員

はい。

○三村部会長

それではよろしくお願い致します。

それでは議事を進めさせていただきます。

それでは、次に農業共済部会の審議事項及び審議の方法につきまして事務局より説明をお願いします。

○木村保険数理室長

それでは、参考資料2という関係法令等という資料がございますのでこれを御覧いただきたいと思います。

まず、9ページを開いていただきたいと思います。

食料・農業・農村政策審議会という大きな審議会でございます。各部会をおきまして、部会で調査審議を行っています。

部会での決定が審議会における決定と位置づけられておりまして、権限を委譲さ

れています。

部会は8つありまして、10ページを御覧ください。このページにあります農業共済部会の部分ですが、この農業共済部会と申しますのは、農業災害補償法の施行に関する重要事項について、二つの事項の調査審議を行います。

一つ目は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項。

二つ目が、家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。

この二つが当部会の審議事項となっております。

ページを戻っていただきまして、7ページを御覧になっていただきたいと思います。

食料・農業・農村政策審議会議事規則というものがございます。

次のページの第9条に、部会長は、必要あると認めるときは、部会長が特定の事項の調査審議を付託するための小委員会を設置することが認められておりまして、これを踏まえて、11ページの食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規では、第2条において、当部会に家畜共済小委員会を設置し、そこで家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議していただくことになっています。

家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項につきましては、人間の健康保険と同様の仕組みとなっておりますが、専門的な知見を有する専門委員の方々により、まずは詳細な検討をしていただくという趣旨でございます。

家畜共済小委員会での審議内容につきましては、第5条第3項にありますように、審議を担当した小委員会の座長から、当部会に審議の経過を報告いただき、この報告を踏まえて、皆様に最終的な御審議をお願いすることになっております。

平成22年度の農業共済部会の開催スケジュール案につきましては、参考資料1のとおり予定しておりますが、正式には、今後、部会長と相談の上、進めさせていただきたいと思います。

概略、以上でございます。

○三村部会長

ただいまの説明につきまして、御質問などございますか。

よろしいでしょうか。

それでは先に進めさせていただきます。

なお、家畜共済小委員会に所属いただきます専門委員につきましては、食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条の規定に基づき、部会長が指名することになっております。

先ほどの参考資料1の開催スケジュール案によりますと、家畜共済に係る診療点数に関する事項及び薬価基準に関する事項については、2月2日、3日に、それぞれ小委員会で審議していただくことになっておりますので、その点を踏まえまして、私の方から、追って専門委員の指名をさせていただくことに致します。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三村部会長

それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

審議を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、今回は新たな体制の下での初めての部会であり、今年度の審議の対象事業は家畜共済ということになっておりますので、有意義な審議が行われますよう、ここで我が国の畜産業についての説明をお願いしたいと思います。

まず、畜産をめぐる情勢について、生産局畜産部畜産企画課の西端課長補佐に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○西端課長補佐

私は畜産部畜産企画課の西端と申します。

私の方からは簡単に畜産をめぐる情勢につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

資料といたしましては畜産をめぐる情勢という形で横紙の資料が、参考資料の3でございます。そちらの資料をよろしくお願い致します。

1 ページをお開きください。1 ページ目でございます。

我が国農業における畜産の地位ということで最初のページを構成しております。

我が国の農業総産出額これは左の円グラフにありますけど総産出額は8兆3千億円とこれは平成21年のデータでございますけれど、そのうち畜産がどれほど占めているかと申しますと約3割という形で、かなりの額を占めております。その内訳が右の円グラフでございます。畜産の産出額のうち右上、生乳につきましては畜産のうちの27パーセント、肉用牛、豚がそれぞれ2割、鶏が29とだいたいそういった構成で推移しているというところでございます。これが畜産の大体の額、大体占める地位といったところでございます。

次のページでございます。我が国農業における畜産の地位と2番目でございますけども、畜産のまあ、どういうふうに、まあ、我が国においてどういう所が盛んなのかというところを端的に示したものでございます。赤になっているところがその産出額に占めるその額が1千億円以上ということで、見ての通り、その北海道、それから岩手、関東ではですね、茨城とか千葉、それから九州では宮崎、鹿児島といった所が、主な産地となっていると、また後ほど説明があると思いますけど今回の鶏インフルの発生した宮崎、まあ去年は口蹄疫で大変苦しめられたわけでございますけど、宮崎などにおいては、例えば養鶏というものは産出額でみると全国2位という形の地位を占めているといった形でございます。これが2ページでございます。

次のページでございます。家畜の種類という形で写真とか示させていただいていきます。まず最初に乳用牛ということでございます。大体乳用牛と言いますと思いつくのは、左の方にございますホルスタインといわれる白黒のブチの牛といえますかこういったモノがたぶん念頭に浮かぶのかなと思いますけども、我が国におきましてもこの乳用牛といった場合に、今乳用牛は150万頭我が国におりますが、このほとんど99パーセントがこのホルスタイン種といったもので占められております。

改良の経緯からいっても、乳量がたくさん搾れるとかそういうこともございますからこれが過半というか大部分を占めているといったところでございます。大体年間約8千キログラムのぐらいの乳を搾れるといったところでございます。オーストラリアだと5700、ニュージーランドだと3700、まあそれは食べる餌の違いにもございますけど、そういった形で、我が国の1頭あたりの生乳生産といいますか我が国の1頭あたりの乳量はかなり多いといったところでございます。その他にこういった品種があるのかといったところで、右側に二つほど並べさせていただいております。一つには上にはジャージー、下にはブラウンスイスといった形で並べております。ジャージーは、もしかしたらお聞きになるかもしれませんが、乳脂肪分が結構高いといった特徴を示しております。ただまあ頭数で言いますと全国に乳用牛が150万頭いますけどもそれでも約1万頭といったところでございます。これは例えば岡山県の蒜山とかそういったところに結構多くいると。それからあと、下にブラウンスイスといったこれもまだもう頭数的には、もう千頭台という形でかなり少ないわけですけど、こういった牛もいるといったところでございます。ただまあ我が国の乳用牛の大部分は左にもありますようなホルスタインといったもので占められているのが現状でございます。

次のページ肉用牛にまいります。肉用牛につきましては左と右で分かれておりますけども、和牛といったものとその他の牛といった形でございます。和牛につきましては4つほど写真を示しておりますけども、左上の写真でございます。黒い黒毛和種といわれるものこれは脂肪交雑、一般的にサシといったものが入るよく入るといった特性がございまして、肉専用種の約95パーセントがこの黒毛和種といったもので占められていると、その他にも無角、日本短角、褐毛というそれぞれ地域性もございますけども、こうした和牛も存在しております。その他に肉用牛としてはどういふものがあるのかといいますと、まず右上、乳用種、乳用種といいますと、ようは酪農家は乳を搾るために子供を産ませるわけですけども、当然半分は雄が生まれてくるということでございますから、こういった資源を有効に活用するといったことで、この牛を肉用牛、肥育してですね、肉用牛として活用している。それから下は交雑種ということで、例えば黒毛和種とかホルスタイン乳用種ですね、これをかけ合わせたと、そういった牛もございます。これはまあ肉の質からいいますと乳用種と肉専用種の真ん中辺くらい、良い感じになるという形でございます。肉用牛はだいたいこんな形でございます。

続きまして、豚でございます。豚にも色んな品種がございまして、上の四角にも書いてございますけども、豚は色々かけ合わせてですね肥育する豚を作っていると。三元交配とか2行目の後ろに書いてございますけども、こういったものっていうのは下に例えば何種類かございますけども、白い左側のヨークシャーとランドレースを組み合わせてこれで雌を作って繁殖性に優れるということですね。それから最後に雄豚として例えばデュロックとか色んな品種ございますけども、こういったものをつけて、良い肉を作るといったそういうような交配をするといった形が良くとられているというところでございます。それから一番右がバークシャーといわれるものですが、これはよく黒豚といわれるものでございます。豚にもこ

ういった品種も色々ございます。

続きまして鶏でございます。鶏につきましても卵用種卵を産む卵用種、主に卵用種と肉というものにしむけられる肉用種といったものに大別されます。卵用種ですと白色レグホンといった鶏といいますとこういうモノを連想されると思いますけど、こういった品種的には白色レグホンといったものが多くをしめているというところで、初年度でも卵をたくさん産むといったところがございます。右は肉用鶏ということで非常に似ておりますけども、例えば白色プリマスロックといわれるようなものが主流をしめている。その他にもよく言われる地鶏といったものもございます。地鶏は我が国に昔からいる鶏に海外の鶏を組み合わせるといいところを活かすといった形でいわゆる地鶏といったものも生産されているといったところでございます。以上が家畜の種類といったところでございます。

次のページでございますけども、次のページからは飼養動向という形になっています。これから乳用牛、肉用牛、豚とかずっと続くわけでございますけども、総じて言えることは、いわゆる飼養戸数につきましては年々減少傾向で推移していると。乳用牛につきましては、例えば一番右にございますけども、右の上でございます。21年で全国で2万3千戸といったところが我が国の飼養戸数、頭数につきましては上から3番目、1500と書いておりますけども、先ほど申し上げましたけども150万頭といったところでございます。先ほど申し上げましたように、この大部分が先ほどの白黒のホルスタインといったもので占められているといったところでございます。次に肉用牛でございます。8ページでございますけども、戸数はまた一番右にございますけども、77.3、全国で7万7千3百、それから頭数につきましてはその下でございますけども、2923、290万頭といったところで推移しています。肉専用種、黒毛和種のようなものと乳用種、交雑種というものにわかれると申しましたけど、このうちの290万頭のうち約190万頭がいわゆる肉専種の和牛といったもの、残りの100万頭がホルスタインの雄なり交雑種といわれるようなものというだいたいこういった分類がなされます。

豚でございます。豚につきましては21年度一番右でございますけども、飼養戸数6千9百とかなり牛とかに比べても数は少ない。ただ、頭数につきましては上から3番目9899、989万9千頭といった頭数でございます。

続きまして、鶏、採卵鶏ということでございます。鶏を飼う部分につきましてはさらに戸数が減っておりますけども、大体3千戸、3千戸強、3千百十戸とこれが21年現在でございます。成鶏のいわゆる卵を産む鶏の数というのは上から3番目でございますけども、約1億4千万羽というところで推移しています。特に鶏とか豚につきましては近年では大規模な経営が増えているといったところでございます。

11ページでございます。家畜飼料についてということで餌につきましてはどういったものがあるかと申しますと、左と右、上でございます。粗飼料とわれるものと濃厚飼料にわかれていると、粗飼料といったものが草ですね、主に乾燥とかいったもの、それから濃厚飼料はどうもろこしとかそういったものが主体になると。牛につきましては反芻動物といいますか、草食動物でございまして、4つ胃をもっておりまして、そうした消化器を安定させるといった観点からもそうした粗飼料といっ

たものが非常に重要になっていると。農水省としても飼料といったものをかなり海外に依存しているというところもございますから、こうしたものから脱却するために少しでも飼料の自給率を上げていこうというところで、上からちょっと下の所の自給率の現状、薄い黄色で書いてございますけども、平成32年度の目標を現状から引き上げて、今の79パーセントから100パーセントに引き上げるとかそういった目標の中で飼料増産を図っていくといったことを考えているところでございます。

次のページでございます。12ページでございますけども、配合飼料価格に影響を与える価格動向、色々ございますが、例えば左上、とうもろこしのシカゴ相場という形で、最近、配合飼料といわれる濃厚飼料の半分ぐらいを占めるとうもろこしの価格が上がっている。これは需給の逼迫なり天候そういったもの色んなものに左右されておりますけども、最近また上昇傾向にあるといったところでございます。そういった意味でも自給飼料の増産をしっかりと図っていかなければならないかなというところでございます。

13ページにつきましては国産飼料の生産・利用拡大の取り組みといったことでございます。特に最近では左上の方にございますけど水田の活用といったことになり着目されている部分がございます。水田の活用といった意味では稲発酵粗飼料といいまして、稲を刈ってそのまま発酵させるサイレージにすると。それから飼料用米というものの利活用を推進するといったことがポイントかなと。あとは規模拡大が進んでおりますから、飼料の生産の効率化を図るために、左の下にございますけどもコントラクター、これは飼料の生産を受託してくれる組織、それからTMRといいまして粗飼料と濃厚飼料を混ぜ合わせたようなものでございますけども、効率的な餌、そういったものを作るセンターの育成などを図っているといったところでございます。

以上、ざっと説明したところで、ちょっと他につきましては、経営安定対策といった形で何ページか付けておりますけども、概して申し上げますと、生産コストと販売価格の差を埋めるといった意味での、これは所得補償とはいいませんけども、そういった経営安定対策といったものも、酪農、肉用牛、養豚、養鶏といったものの中で様々な対策が講じられているといったところでございます。これについては説明すると長くなりますので、申し訳ございませんが割愛させていただきます。すみません。

○三村部会長

ありがとうございました。

続きまして、最近の家畜衛生をめぐる情勢について、消費・安全局動物衛生課山野課長補佐に説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○山野課長補佐

消費・安全局動物衛生課の山野でございます。

参考資料4と参考資料4-2につきまして御説明させていただきたいと思います。

参考資料4でございますが、最初は家畜伝染病の発生状況、個別の疾病対策とい

う形で整理させていただいております。

動物衛生課におきましては、家畜の伝染病の防疫関係を所管しております。疾病対策の方をやらせていただいております。

1 ページ目は家畜伝染病の発生状況ということでございます。個別の疾病、細かくはあれなんですけども、口蹄疫について数字が出ておりませんけども、後ほど参考資料 4－2 の方で御説明させていただきますけど、昨年、宮崎県で口蹄疫が発生しているということでございます。あと、一番下に高病原性鶏インフルエンザということでございますけども、今現在、宮崎県の方で、22 日土曜日から防疫措置に入っております、2 例目が発生しまして、今 2 例目が発生して、殺処分関係、防疫措置に全力を上げて進めているところでございます。その他、伝達性海綿状脳症、これは B S E ということでございまして、こういったものでございます。その他ですね、結核だとか炭疽、こういった人獣共通の感染症だとかですね、人にもかかるもの、そういったものの動物の関係の対策を行っております。

次のページは鳥インフルエンザの対策ということでございまして、野鳥の関係で入ってくる、人や物で入ってくるといわれています。そういう中で野鳥を監視したり、それを農場の中に入れない対策ということ、それから人、物を、私どもは農場のバイオセキュリティーといっておりますけれども、バイオセキュリティーを向上させることによって農場の飼養衛生管理の徹底という形のところで、発生予防をしようというところでやっているところでございます。右の方に万一の発生時ということでございますが、蔓延防止対策という形で、早期発見・早期通報ということの中でですね殺処分等を行いながらウイルスを、鳥インフルエンザはウイルスで起こる病気でございますけども、ウイルスを予防するというような対策をとっているということでございます。

次のページは現在までの発生状況などでございますので、説明は割愛させていただきます。

また、次のページでございます。海外における発生状況ということで、基本的には輸入停止国という形でですね、水色になっているところがございまして、こういうところが輸入停止されています。こういう所がですね発生があるところでございます。こうやって見ていただければ日本の周りもほぼ真っ青、世界的に見てもほぼ真っ青ということでですね、鳥インフルエンザの関係のウイルスは世界的にも広く活動している状況にあります。

次のページでございます。B S E の関係でございます。B S E の関係ですね 13 年 9 月に確認されまして、その後 36 例の確認がされています。ずっと見ていただくと備考の所に死亡牛というふうに書かれていますと思いますけども、私どもその対策でですね死んだ牛について調べておきまして、それで後から確認するというようなケースがあります。最近確認されている事例はほとんどの場合、死亡牛でして死んだ牛からの確認という形になっております。

次のページは対策の実施状況、先ほどの B S E の関係では餌の関係から広まったということがありましたので、餌対策が重要ですので、餌対策を、肉骨粉ということで、餌対策を行っています。また、餌対策がちゃんとできているかという、監視

の意味で死んだ牛の検査をなどを行っています。厚生労働省の管轄ではございますけれども、と畜場などでも検査を行いながら、食肉の方に回していくという形になっています。

次のページは世界におけるBSEの発生状況でございます。これは説明を割愛させていただきます。次のページはBSEの発生件数の推移です。ピークは1992年で、世界で3万7千頭出ており、ほとんどがイギリスです。2010年を見ていただくと全体で9頭ということです。餌対策を行うことによって、効果がしっかり出ているということでございます。おそらく、対策の進展と言うことで、発生頭数は減少していくだろうと、過去に感染しているものが、今発見されているという状況だと思っております。

次のページは対策の概要です。説明は割愛させていただきます。

次のページはアメリカ産の牛肉輸入です。説明は割愛させていただきます。

その他、慢性疾病ということで、ヨーネ病とかオーエスキー病とか、ヨーネ病は牛の病気で、オーエスキー病は豚の病気です。慢性的な疾病の対策も行っております。個別の説明は割愛させていただきます。

2枚ほどめくっていただきます。参考資料というところです。こういった病気の対策をどういうふうに我が国で進めているかということでございまして、家畜防疫体制ということでございますけれども、真ん中に都道府県、家畜保健衛生所と書いてありますけれども、都道府県が基本的には生産者の家畜衛生の指導あるいは検査等を行っています。都道府県の組織でございまして獣医師が家畜防疫員としておよそ2千名おりまして、発生予防の指導を行っています。そして、厚生労働省が所管する保健所がおよそ全国500カ所ありまして、北海道など広いところは数が多いのですが、おしなべて見て、だいたい各県4カ所くらいずつ家畜保健衛生所があります。この家畜保健衛生所が各生産者の指導を行っておりまして、そのとりまとめを農林水産省の消費・安全局と家畜保健衛生所が共同をして、防疫措置を行っています。また、農林水産省では動物検疫所を抱えておりまして、水際での進入防止措置に努めていまして、ここでは家畜防疫官400名弱が防疫措置に当たっております。

次のページでございしますが、家畜伝染性疾病的発生予防について定めた家畜伝染病予防法に基づきまして、重要疾病についてはどういうふうにやっていく、届出、監視を行う疾病というふうに、疾病ごとに分けた形で防疫措置を行っています。右側にありますが、法に基づく強制的措置ということで口蹄疫とか高病原性鳥インフルエンザとかというのはこういうものに当たるんですけれども強制的に殺処分をして防疫措置に当たるもの、こういうものが26疾病。その他、発生状況を把握したり、予防措置をしたりするものが72疾病あります。

次のページでございしますが、国内防疫の取り組みということですね。基本的には発生予防、まん延防止といものが中心なのですが、特に発生予防が一番大事でございまして、農場レベルです。飼養衛生管理基準といっておりますが、衛生管理を徹底していただく、まず農場レベルで衛生管理を徹底していただく、それからあと発生状況をしっかり把握していくということから、まん延防止と言うことで、

それで万が一、重要な疾病等発生した場合には、早期発見で早期届け出をしていただきながら感染家畜を淘汰していったりあるいは移動制限で広げないようにしたりというようなことをやっていくと。ただ、すべての疾病をそういう形でやるわけではなくてですね、重要な疾病、口蹄疫だとか、例えば豚でいけば豚コレラとか、鶏で言えば高病原性鳥インフルエンザとか、そういうことでやるというような体制になっていまして、そういったものをですね特定家畜伝染病防衛指針ということであらかじめ、そういうものの決まりがある。そういったものを定めてやっている。行っているところでございます。

次のページは飼養衛生管理基準のお話しでございまして、説明は割愛させていただきます。あと残りのところは説明を割愛させていただきます。時間の関係で申し訳ありません。

参考資料4の2の方ですが、口蹄疫についてということでございまして、先ほど少し紹介しましたとおり、宮崎県の方で非常に大きな発生があったところでございましてその関係でございしますが、口蹄疫というのはウイルスで発生するような伝染病でございまして、真ん中に写真がございしますが、よだれをたらしたり、あるいは水疱ができたり、蹄部というひづめのところですね、そういったびらん、潰瘍のようなものができたりとということで、非常に感染力が非常に強いものでございます。致死率自体はさほど高くないんですけれども、感染力、伝播力が非常に強くてですね産業動物の経済的価値を生産性低下という形で、経済的な価値を落としてしまうというようなことで、一番下の方にありますけれども、国際的にもですね、非常に重要である、最も警戒すべき感染症という形のひとつになっています。

1 ページめくっていただきますと周辺地域、周辺の地域の発生ということでございますけど、この赤いところが、現在発生しているところでございます。それで白いところは発生はないのだけれど、非正常国ということで、日本は残念ながら今その白い状況ということになっています。先ほどお話ししたように今国際的な機関であります国際獣疫事務局の方にですね、この正常国への確認を申請をしておるという状況でございまして、みていただきますとアジア、アフリカなどが発生しているという状況でございまして、のちほどちょっとありますけど、お隣の韓国の方で、非常に大きな発生が続いているということになっています。宮崎県の発生状況でございしますが、4月20日ということですね、全体では292戸で、21万頭ということで発生となりました。さらにですね発生の拡大を止めるために緊急的なワクチンを接種しています。それはおよそ8万頭ということでございまして、29万頭につきまして、殺処分を実施して、防疫措置を関係者の多大なご協力の下、またご努力によりまして、正常性確保のところまでですね進めている状況でございまして、

次のページはこれらの非常に大きな発生でございましたので、地域の影響と支援措置ということでございます。色々支援措置を出していただいたということです。

次のページ。今、韓国での発生状況でございまして。1月21日現在の韓国の地図を使った発生状況でございしますが、若干、北朝鮮に近いところ、北の方で多かったんですけども、実は今日、昨日だったかな、慶尚南道というところでですね、釜山のあるところでも発生が確認されたという形になっております。今、韓国の状

況はこういう形で、発生の状況が止まらないということで、非発生地域においてもワクチン接種を実施ということで、オレンジのところですけども、ワクチンを接種して緊急的にまん延防止するという形で、防疫措置が必死になって行われているということでございます。こういう中でですね、私ども日本は口蹄疫を入れてはいけないということでですね、韓国で拡大を受けた動物検疫の強化という形で現在12月の年末からですね動物検疫の強化という形で、強化を進めているところでございます。具体的な中身につきましては、次の次のページに旅客への注意喚起の具体的な内容とかですね、出国エリアでのアナウンス、あるいは航空機内でのアナウンス、それから到着したときの消毒をしていただくとかですね。あるいは、税関での手荷物の肉類とか、消毒殺菌で加熱処理せずに持ち込むということはできませんので、そういったものですね。先ほど紹介した動物検疫所の方で実施をしているところでございます。あと残りはですね、農場の方々に、牛用とか豚用とか、このような疾病なんですよというような形でパンフレットを付けさせていただいています。

すみません。駆け足で申し訳ございません。以上でございます。

○三村部会長

ありがとうございます。今のお二人の説明に関しまして、皆さんから御質問をお願いします。

御自由にどうぞ。いかがでございますか。

○堀田委員

ひとつだけお尋ねしますけれども、今回の口蹄疫とか鳥インフルエンザも含めて、どのくらいの検疫のための費用をかけていらっしゃるのか、その辺の数字はございますでしょうか。

○山野課長補佐

動物検疫予算という形ですね。すみません、いまちょっと手元に数字がございませんので。

○三村部会長

ではまたお分かりになった時に。ほかにはいかがでございましょうか。

○伊藤委員

今回家畜の方の共済だということで、ちょっと教えて頂きたいのですが、先ほども山野さんからの話で、参考資料の4ですかね。獣医師でございます。日本国内2091名という数値があったかと思うのですが、この獣医師さんもずいぶん最近が高齢化もしてきている。この数値ないしはそういう高齢化という問題で、今後の家畜防疫体制とかに関してこの獣医師の数で大丈夫なのかというあたりどう考えたらいいのかなという質問です。

○山野課長補佐官

2091名は都道府県の職員で家畜保険衛生所にいる人間でございまして全体ではございません。この2千名強につきましては、当然県の職員でございまして、いわゆる現役層ということでございます。

産業動物獣医師が足りない、あるいは高齢化しているということはあろうかと思えます。そういうなか私どもの動物衛生課の担当ではございませんけれども、隣の

畜水産安全管理課で行われておりますけれども、いろいろな産業動物獣医師確保の施策について種々行われているというようなことでございまして、たしか家畜共済の関係の診療獣医師についても、確保対策等を施されているというふうに承知しております。

○三村部会長

その他、いかがでございましょうか。

はいどうぞ。

○小倉委員

韓国の口蹄疫の話ですが、6月に一旦終息したのが11月26日に再発したと書いてありますが、再発した場所はどこなんですか。11月26日に。

この地図でいうと。

○山野課長補佐

慶尚北道の安東市というところで11月29日に発生しました。

○小倉委員

11月29日と書いてある。

○山野課長補佐

そうですね、ちょうど固まってるこのあたりなんです。

○小倉委員

前回の広がり方というのはどういう形で。たとえば南の北の方から南下してきたとか。

○山野課長補佐

前は京畿道の方ですのでソウルの近く、たしかソウルのところから江原道、その国境近く、そこいらへんのところからが前回のところですよ。

実際ウイルスにつきましては、昨年韓国におきましては、まず1月に口蹄疫がございまして、それはタイプがA型というタイプで違うタイプでございました。そのあとまた4月だと思いましたがまた口蹄疫が出まして、それが今言いました京畿道、江原道とかあのあたり国境近くのところに出まして、それがOタイプ、O型といったものでございまして、今回もOタイプなんですけれども、若干ウイルスの性質がちょっと違う、性質というか分類がちょっと違うということでございました。

○小倉委員

今度は一番南の南東の慶尚南道に出たということですね。

○山野課長補佐

広がって慶尚南道でも確認されたというような状態でございます。

○三村部会長

はいどうぞ。鴻上委員。

○鴻上委員

宮崎の口蹄疫についてちょっとお伺いをしたいんですけれども、特別措置法で全額予防殺処分とか、疑似患畜に関しては特措法で全額公的に補償がされたということで、農業共済との関係ではですね、共済を付保している農家の方々が、共済を掛けてもかけていなくても公的補償がなされて、農業共済の意味がないじゃないかと

いうご不満を抱く方が一部いらしたわけですが、これに関しましては特別措置でやるのではなくてですね、家畜伝染病予防法を改正するなりして整理をすることということが必要かなと思うんですけども、今後の方向性としては、家畜伝染病予防法で口蹄疫に関しては国が全額補償して、それで家畜共済においては、口蹄疫は対象外とすると、このような方向を目指してらっしゃるのかどうか伺いたしたいと思います。

○山野課長補佐

家畜伝染病予防法につきましては、先ほどご指摘の通り、特別措置法できまして緊急的な立法という形でできまして、いろいろな措置がなされているところでございます。その中で私ども宮崎県の発生を踏まえて、いろいろ検証委員会等の指摘を踏まえた形で家畜伝染病予防法の改正の作業が検討されているところということでございます。中身につきましてはちょっとまだ今言えるような状況ではないということでございます。

○鴻上委員

家畜共済の補償内容の改定方向というのはいかがでしょうか。

○渡邊保険課長

保険課の渡邊でございます。

今消費安全局の方からお話がありましたけれども、家伝法につきましては、今年度の通常国会に提出を予定しているということで今検討していきまして、そちらの状況がまだ検討中ということで固まっていないので、共済の方もどうするかというのはパッケージの議論だと思っていますので、そちらを見つつということになるかと思っています。

○鴻上委員

わかりました。

○三村部会長

御関心の高いテーマではありますが、議事を進めたいと思います。

もし、個別に御質問などございましたら、事務局にお問い合わせいただくようお願い致します。

西端課長補佐、山野課長補佐ありがとうございました。

それでは、続きまして家畜共済制度の概要及び農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢について、事務局に説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○渡邊保険課長

保険課の渡邊でございます。

私からは家畜共済制度の概要につきまして御説明をさせていただきます。

参考資料の5をご覧くださいと思います。

まず、農業共済制度ですけれども、冒頭にもお話しがありましたが、五つの種類、農作、畑作あと家畜とですね果樹あと園芸の五つの共済制度で運営をしているところです。今回はそのうちの家畜共済制度について御説明をしたいと思います。

そもそも共済制度というのは、冒頭にも書いてございますけれども、農業者同士

の助け合いの制度ということでございまして、農業者の方々からあらかじめ保険料に相当する掛金をお出しいただきまして、そこでお金を貯めておくと、これを共同準備財産と申しておりますけれども、そういうお金のたまりを作っておきまして、いざ事故があつてですね、損害が発生したときに、そのたまりの部分から被害を受けた農家の方々にお金を支払うという制度でございます。

家畜の方はですね、先ほどの病気のお話とかありましたけれども、そういうことでですね、家畜が死亡ないしは廃用というような経済的に価値を失つてですね、もうこれは使い物にならないという認定をするわけですが、そういうものになった場合の損失を補う、ないしは病気になった、ないしは怪我をしたときにですね、その治療代をですねお支払いするという二通りをやるということでございます。人間でいいますと生命保険と健康保険の二つを一緒にですね、一つの家畜共済制度という制度の中で運用しているということでございます。

まず家畜共済の対象でございますけれども、ここに絵が書いてございますけれども、牛、馬、豚の3種類について対象としてございます。

牛はですね、先ほどお話しがありましたホルスタインの絵がついてますけれども、肉用牛についても対象にさせていただいているというものでございます。

2ページをお開きください。契約の仕方でございます。普通の共済制度ないしは保険制度とは異なった特殊な契約を結んでいただくことになっております。

普通のパターンはですね、この右側に書いてあります、個別共済ということでございまして、1頭1頭ごとにですね契約を結んでいただくという方式でございます、これは種牛だとか種馬だとかそういうものについてですね、こういう形式がとられてございます。

普通的是ですね、豚とか牛のですね、普通に育ててお肉にするようなものないしは乳用牛につきましては、左側の包括共済というのをとってございます。これはですね1頭1頭ごとに契約をするのではなくて、農家が飼っているですね牛ないしは豚そういう種類ごとにですねすべての家畜を対象にして契約を結んでしまうということでございます。その代わりですね、その牛が例えばですね1頭百万円のやつが10頭いますと1千万円の価値があるわけですが、それを1千万全部をですね、保険の対象にして、1千万のうちどこまで保険の対象に金額としてするのかという契約の仕方をするという包括共済というもので、契約をさせていただいていることになっております。この包括共済というのが一般的にですね行われている方式でございます。

二つ目がですね、今度は掛金の問題でございます。

掛金はですね、ここにお示ししてあるような計算式で出て参ります。共済金額というものに共済掛金率というものをかけてございます。この共済金額は先ほども申しました、1千万円の価値があるとすると8百万まで私は保険にかけるとすると、その8百万というのがその共済金額にあたります。農家の方々がですね自分の資産に対してどれだけ保険の対象にするかという金額の最高額でございます。掛金率というのは各組合ごとに決めることになっておりまして、各組合ごとの掛金率を掛けて農家の方の分の掛金が決まるということでございますけれども、その組合が決

める掛金率はですね実は注2のところに書いてございますとおり、農林水産大臣が定める掛金標準率というのが下限になってございます。この標準率以上の率が組合が選択して決めることができるということになってございまして、本部会では、この標準率の算定の仕方について御議論いただくという仕組みになっているわけでございます。

次のページでございます。今度は保険金に該当する共済金の支払いでございます。

牛とか豚の場合はですね、死んだりした場合にお金を出すわけですがけれども、死んだらですね、全部が無駄になるわけではなくてですね、皮を売れる場合がございます。そういうものはですね、損害には当たらないということで、残存物価額ということでですね、全体の牛の値段が百万円で、皮が20万円だったとすると、80万を対象とする、というのが考え方でございます。その共済金はですね損害額に先ほど申し上げたですね共済価額、共済価額というのは先ほどでいう1千万ですね、百万円の牛が10頭いたら1千万という、全体に対してですねどこまで保険に付けるかという共済金額ですね、先ほどの例でいいますと8百万。そういう割合を損害額にかけたのが、保険金としてお支払いをするということになってございます。その共済価額と共済金額の割合についてはですね上限が8割、下限がですね2割から4割ということで、農家がですねそれぞれ選ぶことができるということになってございます。下の方にですね、今申し上げたものをですね、簡単なモデルとして計算式を出してございます。この絵のですね牛がこの例でいいますと母牛が3頭いまして子牛が1頭ございます。それぞれがそれぞれの金額になっていまして、すべて合わせると経済価値がですね2百万円ということなんですけれども、そのうち百万円をですね、保険の対象とするということで農業者が選んだということを仮定してございます。そうしますとですね、そのときに事故家畜というのはここでは50万円の牛ということになっておりますので、これがですね経済価値がないということで廃用だということにして、皮などをですね売ると10万円上がりましたということになりますと、損害額が40万でございまして、この40万円に先ほどのですね、全体の価額に保険の対象とする価額の割合をかけたですね、残り半分の20万というのが共済金として支払われるという、こういう仕組みになっているというわけでございます。

今のはですね、死亡ないしは廃用の場合でございますけれども、疾病又は傷害のですね診療費につきましては、小委員会で御議論いただきます、診療点数やなんかにですね10円をかけた金額が共済金としてお支払いしているということでございます。

実施団体はですね、ここにございますように、農業者はまず地元ですね共済組合というものと契約を結んでいただきます。その組合はですね今度は県段階に置かれている連合会とですね保険契約を結びまして、その連合会が政府とですね再保険の契約を結ぶという三段階の方式で実施をしてございます。中にはですね、この連合会がなくなりまして組合がですね合併をして、県に一つだけ組合があるということところが全国で5カ所ございまして、そういうところではですね、この連合会がなくてですね、組合が直接政府とですね保険契約を結ぶということでございます。あと、

先ほどの御説明です、ねちょっと言及するのを忘れましたけれど、共済掛金につきましてはですね、またお示し致しますけれども、掛金率というのがですね普通の保険よりも極めて高い率になってございます。

後ほどご紹介致しますけれども、例えば乳用牛でいいますと14パーセントぐらいになります。火災保険なんかはですね0.05パーセントみたいなそういう数字でございますので、100倍から200倍くらい差があるということでございますので、そのまま農家に掛金率をかけた掛金を納めていただくと、非常に農家負担が大きいということで、国の方です、牛、馬については5割、豚については4割国庫補助しているということでございます。

今まで申し上げたのが制度の概要なんですけれども、実際どういう感じでお金がですね動いているのかということを御説明したいと思います。

まず、共済掛金の実績でございます。

これは家畜掛金の総額でございます、21年度のところをみていただきますと、611億円ということでございまして、今御説明したとおりですね、約半分を国庫が負担しているということで300億弱ですね国庫が負担をして、農家が残りの300億を負担しているということでございます。その内訳がですね、下のグラフに出てきていますけれど、乳用牛で60パーセント、肉用牛で30パーセントということになってございます。

一枚おめくりいただきますと、その掛金の推移ということでですね、16年から並べてございますけれど、ほぼ600億円台で安定をしてきているということでございます。ちなみにですね、農業共済全体での、農作とか畑作とかですね、そういうものの全部含めた共済掛金の総額が大体1千2百億円ですので、家畜共済だけでですね農業共済の掛金総額の半分を占めているという、重要な共済事業であるということでございます。

7ページをご覧ください。左側でございますけれども、1戸当たりの農家負担共済掛金でございます。ではいったいいくらですね具体的に負担をしているのかというのがこちらでございまして、21年度でございますけれども、乳用牛でいきますと100万弱ですね98万円、肉用牛でいくと15万円、肉豚でいいますと198万円となっております。

これをですね、1頭あたりに直しますと、括弧3のところですけども、それぞれお示しをしている数値になってございます。

あと括弧4ですが、加入率はどのくらいになっているのかということでございますけれども、乳用牛が一番多く、9割ほど加入率がございます。肉用牛は7割、豚についてはですね2割程度ということでございます。ちなみに他の共済で申しますと畑作物共済がですね6割ぐらい、果樹はですね3割ぐらいということでございます。米はですね当然加入制という一定の要件を満たす人はすべて入らなければならいという規制がございますので9割以上ですね95パーセントぐらいを占めておりますけれども、それ以外ですね加入義務がないものについては非常に高い加入率を誇っているというのが家畜共済でございます。

8ページをご覧ください。今度はですね。今までは入りのところでございます

けれども、出の方ですね、共済金の実績でございます。

平成21年度の総額のところをご覧頂きますと、605億ということでございまして、入りも600、出も600といこととして、大体収支が均衡している状況でございます。内訳はですね下にお示ししておりますように、これも入りと同じでございますけれども、乳用牛が6割、肉用牛が3割ということでございます。あと、死亡、廃用ないしは疾病、傷害の割合というのはだいたい半々、ご覧頂いているように、右側でございますけれども、大体半々、主要なものについてはですね、牛については大体半々という状況になっているわけでございます。

9ページ目はですね、共済金の推移でございまして、これも、例年大体600億前後で推移しているという状況でございます。

また、1頭当たりの方ですね共済金ということで、これもですね21年を見ていただきますと、乳用牛でいきますと死産で12万、病傷で1万3千円、肉用牛で見ますと11万9千ということでございます。肉豚につきましては、病傷というのはございませんので、死産だけということで9千円弱ということで、推移もですね同じぐらいの金額をお支払いしているということになってございます。

11ページでございますけれども、ではどういうものに対してお支払いをしているかということでございまして、一番多いのはですね新生児の異常ということで、胎児の異常というのがですね一番多くなっております。

その他にですね乳用牛でいきますと、消化器、消化不良ということで腸炎といわれるようなもの、あとは呼吸器病でですねこれは肺炎が多くなっております。肉用牛の方もですね新生児異常が一番多くて、胎児異常でございますけれども、その他はですね、消化不良も同じように腸炎、呼吸器は肺炎、循環器は心不全ということでですね、こういう病気で死んだものについて処理をしているということで、家畜伝染病予防法の対象になるようなですね、法定伝染病で死んでいるですね、対象にするというのは数の上では非常に少ないということでございます。

12ページを開きますと、これは病傷の方でございます。これはですね乳用牛の方で多いのは、これは乳を搾るので当然ですけれども、泌乳器病というのがあります。これは乳房炎がございまして。その他はですね、大体今申し上げたものと同じ病気の種類でお支払いをしているということでございます。

13ページを開きますと、先ほどこちと途中で申し上げました平均掛金率の推移というのが出てございます。もう一期前の方ですね今現在、適用されている真ん中の方ですね20年から22年度適用ということでございまして、乳用牛14パーセント程度、肉用牛は5パーセント、肉豚はですね11パーセントないしは特定肉豚というのは包括共済ですね。普通は豚は6か月ごとに出荷しますので、その期間ごとの契約なんですけど1年契約にしたものを特定肉豚といっておりますが、それだと20パーセント程度の非常に高い掛金率になっているということでございます。

以上がですね共済制度の概要でございます。

資料の6をご覧頂きますと、最近この制度についてですね、色々と議論がなされておりますので、その議論を少々ご紹介したいと思っております。

まず、行政刷新会議の方でございます。

行政刷新会議の方はですね、ご案内の通り一昨年秋から始まっておりますけれども、そのときから課題になっております。21年の11月にはですね農業関係予算のうち、先ほどから申し上げております国庫、掛金の国庫負担金とですねあと共済組合がこの事業を行うのにですね費用が必要なものですから、そこにですね事務費をですね国として負担をしてございます。

その両者についてですね、予算要求額から3分の1程度縮減だという評価結果をいただいております。

これにつきましては、国庫負担金につきましてはですね法律で補助率が2分の1と書いてございます関係からですね農業災害補償法を改正しないと実現できないということ、また事務費負担金についてはですね一挙に3分の1を減らしますと混乱が生じるということでございまして、当時のですね、外務大臣と行政刷新大臣と農林大臣、あとはですね副総理ですね。当時は3大臣と農林水産大臣との間でですね政治折衝を行いまして、若干のですね縮減でその当時決着をみたという状況になってございます。

また、去年10月には特別会計についての見直しが行われました。

実は先ほどですね連合会と政府の間は再保険の関係があると申しましたけれども、その再保険の部分につきましては国の方にですね特別会計を設けて経理をしているわけでございますけれども、これにつきましては、漁業の関係でも同じような保険制度がございますので、漁業の関係と統合したらどうかということですか、積立金の水準これは大体実質で900億円ぐらいですね積立金があるわけですが、その水準を見直したらどうかということで評価結果をいただいている訳でございます。

これにつきましては、国の特別会計につきましては特別会計に関する法律という法律に基づいて特別会計が設けられているということもありまして、その法律改正をするべくですね政府全体で検討すると、今後検討するという方向になってございます。

三つ目のですね再仕分けにつきましては、これはお米の関係でですね衛星画像を活用して、お米がどれだけですね被害を受けたかというのを衛星写真でですね推定をするという技術開発を、国が100パーセント予算をもって事業展開をしている訳ですが、それにつきましては評価がきちんとなされていないんじゃないかという話とですね農家の方々にもメリットがある話なので農家の方にも負担していただくべきではないかということで予算半減というような評価結果をいただいております、それに応じたですね予算をですね来年度予算として計上しているというわけでございます。

その予算につきましてはこの下に、真ん中辺にですね、総額911億円ということで書いてございますけれども1枚めくっていただきますとその内訳がでてございます。一番上にあるのが、掛金国庫負担金ということで501億、事務費負担金が402億ということでございます。3つ目がですね今申し上げた衛星画像ということで2億5千万のところを3千万円ということで前置きをしておきます。

もう一枚お開きいただきますと、先程来でております組合がですね全国でどのく

らいあるのかということでございまして、一番下を見ていただきますと258ございます。そのうち農家がですね構成している農業共済組合で行っているのが204、農業共済組合ができない場合にはですね市町村に共済事業をやっていただくという制度になっておりまして、市町村が行っているところが54ございます。

このほかですね県の段階に連合会というのが42あるということでございます。

以上駆け足でございましたけれども、私の方から制度の概要について御説明を致しました。

○青木保険監理官

それでは、私の方から今の保険課長の方から御説明申し上げました参考資料の6で、説明させていただきたいと思います。

家畜共済からはちょっと離れますけれども、最初の審議官からの挨拶でも触れさせていただいておりますけれども、平成22年災害と農業共済ということで、全体的なところを若干説明させていただきたいと思います。

審議官からの話にもありましたように、平成22年の主に春先の低温、日照不足、それから初夏からの高温というふうなことでですね、特に、6月～11月の気温につきましては記録的な高温、30年に一度の異常気象というふうなことになったわけです。

この記録的な高温ということでございまして水稻についてと書いてございますけれども全国的にも1等米比率の低下ということになったわけでございますが、特に、関東、東山及び中国地方のですね一部地域で乳白米等の発生による規格外米が大量に発生するという被害がございました。共済では3等米相当以上のものを収量とするということになってございまして、規格外米等につきましてはですね3等相当量以外のものを減収量というふうにみなしまして、その減収量に対しまして一定の数量を超えた場合には共済金をお支払いするということがあるわけでございますけれども、ここに書いてございますように今回の場合ですね、外見上被害があったかどうか分からないというふうな乳白で粒自体が変わらなかったために稲穂などもしっかりと垂れていたりですね、そういうことで外見上なかなか発見ができなかったと、発生が確認できなかったと、そうしますと共済の場合被害申告が出ないということです、そもそもの基本となる収量がわかりませんので損害評価ができないということもございまして、結果的に共済金の支払いができないといったような、支払い対象とはならない農家組合員の方が多数出るといったような特異な事情が発生してございます。

そういった中で今回農業共済の対応でございしますが、その前段としましては、まず、確実な被害申告、共済金の早期支払体制の確立というのは例年指導しているところでございますけれども、今回水稻につきまして、今お話ししましたように規格外米が大量に発生したということで、その規格外、乳白等のですね収量が通常ですと篩目等を使って収量を見るんですけれども3等相当の中に規格外米がだいぶ残ってしまって減収量の把握が適正でない、ちゃんとできないといった場合にはそれをちゃんと量るような修正の方法を連合会が検討致しまして、それを国に申請をして承認がおりますとその方法でやるというふうな規定がございましてそういった調整

措置を、群馬、埼玉、新潟、岡山で実施をしてございます。

それから、先ほどお話ししましたように被害が発生したということが認識できずに被害申告をしなかったという方がございまして、そういうことで農業共済団体が保有しております特別積立金を活用いたしまして、次年産の営農活動を支援するというところで連合会、組合等が経済的支援措置ということで、取り組みを進めているところでございます。

こういった状況が水稻の関係でございますが、それから、もう一点。

先程、鴻上委員からお話がございました口蹄疫の関係を若干御説明をさせていただきたいと思えます。

資料の一番後ろにございますけれども、先程畜産担当の方からも説明がありましたように22年の4月20日以降川南町を中心と致します地域で感染が拡大いたしましてその結果、家畜伝染病予防法に基づきます疑似患畜の殺処分、あるいは家畜の移動制限、さらには口蹄疫ワクチンの接種といったことが実施されまして、結果として29万頭の家畜が殺処分されたということになったわけでございます。

家畜共済といたしましては、こういった口蹄疫の発生を受けまして共済掛金の支払い猶予期間の延長などの措置を講じたところでございます。

若干説明させていただきますと、共済掛金につきましては共済掛金の有効期間の切れる前に次の共済掛金期間の負担分を組合に払い込まなければいけないと、で、2週間ほどの猶予期間を設けているんですけれども口蹄疫の発生に伴いまして、移動制限でありますとか、それから家畜市場が閉鎖されるといったような事態になったわけでございます。その中で農家の収入が大幅に減少する、そういったことで共済掛金の支払いに支障を生じるのではないかとということが懸念されまして、そこで、共済掛金の支払い猶予期間を家畜市場の閉鎖が解除された後の60日まで延長するといったような措置などを講じたところでございます。

それから、共済金の支払いの関係、先程、鴻上委員からお話のございました。

若干説明させていただきますと資料の上の方でございます。

家畜共済におきましては家畜の死亡又は廃用時に、先程制度の説明をさせていただきましたように廃用時に共済金が支払われるわけでございますけれども、家伝法の手当金などによって損害が補填される部分、これを除きましてその差し引いた実際に損害があった部分、実損部分を支払うということになってございます。

従いまして図にございますように口蹄疫の疑似患畜の場合には、基本的に殺処分によりまして家畜の評価額の5分の4が手当金として交付されますので、家畜の評価額と手当金の差額、つまり評価額の5分の1相当部分が共済金の対象になるということでございます。

一方、先程委員からお話ありましたようにワクチン接種後、殺処分された家畜に対しましては口蹄疫対策特措法に基づきまして評価額全額相当の補填金が交付される。右側のところでございます。その結果、共済金の支払対象が無くなって共済金が支払われない、実損部分がない、というふうなことになるわけでございます。

先程委員からもお話ありましたように疑似患畜の方につきましては家畜共済に入っていて5分の1の支払いがあると。一方、ワクチン接種農家の方は家畜共済に入

っていないながら共済金が支払われないと。制度としましては、実損がないということで結果的に支払いは無かったということでございます。

これにさらに県からの独自の支援措置などがうかびまして、先程お話しがありましたような、地元ですら掛け損ではないかといったような話も出ていたというのはこういった共済と口蹄疫との関係があるということでございます。

次に下の表にありますように、若干今回の口蹄疫による被害を受けた農家の家畜共済の加入状況でございますけれども、加入につきましては、疑似患畜で加入戸数が152戸、豚で34戸、計で186戸といったような状況でございます。

先程、口蹄疫の疑似患畜につきましては292戸で21万頭といったような数字が示されておりましたけれども、292戸に対しましては約6割ですね。豚の方が少のうございますので、だいたい牛で疑似患畜で7割程度の農家の方、豚で4割程度の方が加入されていたといったような状況になってございます。それから、最後に若干触れさせていただきますと、共済組合、先程獣医師の話などございましたけれども、共済組合では職員が延べで1000名弱、消毒作業等に従事しましたとともに、診療所の獣医師53名、延べ680名が殺処分等に関与して貢献をしたというふうなことです。

また、合わせまして、全国の農業共済団体からも応援で56名が参加、殺処分等に応援をしたといったようなことが行われましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○三村部会長

ただ今の説明に対しまして、質問等おありかも知れませんが、事務局からの次の説明を聞いた後に、質問等の時間はお取りしたいと思います。

○木村保険数理室長

それでは私の方から今回の審議事項について御説明申し上げます。

参考資料の7というのを見て頂きたいと思います。非常に分厚い資料になってございますが、本日付で大臣の方から食料・農業・農村審議会の熊倉会長の方に諮問がでてございます。これは会長に諮問が出てございますけれども、先ほど申しましたとおりこの件につきましては共済部会に権限が降りていきますので、この共済部会で決定したことがこの審議会で決定したということになるということでございます。

この意見を求める諮問事項でございますけれども、記の下のところに第1、第2、第3と三つ書いてございます。この三つは先ほど説明申し上げました、共済掛金標準率、家畜共済診療点数、そして薬価基準、この三つでございますけれども、この中身非常に専門用語も入っていてちょっと難しいこともございますので、どういうことかということのイメージをちょっと知っていただくために、資料を作っておりますので、この一番後ろの方に最後2枚こういう図を作っております。ちょっとこれを御覧になりながら掛金とかそういうものはどういうものなのかということイメージとしてまずつかんで頂きたいと思います。

まず、家畜共済の共済掛金標準率(イメージ図)というやつをちょっと見て頂きた

いと思います。先ほどの説明で課長の方からも説明申しましたけれども、家畜共済の掛金、農業者の方からどれくらい掛金を取るかという掛金率でございますけれども、これは共済組合が決めるものでございます。市町村がやっている場合には市町村が決めるものでございます。ただ、どういう掛金を設定したらいいかという時に、下限を国が決めてございます。これは共済事業が安定的に運営できるためには、これくらいの掛金を取っておかないと事業としてなりたないよというところを、大臣が決めてございます。共済組合はその標準率を参考というか基準にいたしまして、それを下回らない率を決めると。要するにそれより低い掛金にしてしまうとお金が足なくなってしまうと支払不能がおきると、こうなりますと共済事業として維持、その趣旨、目的を達することができませんので、それより低い額にははいけませんよということになってございます。むしろそれより高く取るのは、それは共済組合の方がですね最近ちょっと事故が心配だからということとたくさん取るのはそれは自由でございますけれども、その場合は、先ほど2分の1国が掛金を負担するというところでございましたけれども、この標準率を超えた部分を組合が掛金を取っても、そこには国の負担はあってない。あくまでこの標準率のところまで、国が負担します。そうしないとうまく掛金を好きなだけ高くして、国の掛金負担がどんどん上がっていき、こういうことをしていると。国としては必要最小限といいますか、これだけは絶対制度運営上必要だということと、それ以上は国費を使わないようにということで、今日の標準率が決められているということでございます。

この標準率を決めるときには、おおきく3つに分けてございます。

制度としては先ほど死傷、死亡または廃用、ようするに死んでしまった時や家畜として使いものにならなくなった時、こういったものと病気の治療、生命保険と健康保険ですね。制度としてはこういうふうに分かれているんですけども、掛金率ってのは、別の区分の仕方をしてございます。これは甲・乙・丙という形で3つに分けてございます。

この掛金の標準率の甲という部分は死んだ時、牛・家畜が死亡した時、もしくは使いものにならなくなって廃用にした時、こういった時のその牛の損害費用、そういうものと診療した時の医薬品・薬代、そういう物品代みたいなところですね。ここの部分を集めてどれくらいのその経費がかかって掛金として取ったらいいかというところで、掛金率の甲というものがでてきます。

今度は病傷の中でも、獣医師さんの診療技術料、いわゆる獣医師さんの手当みたいなところというふうに理解していただければいいと思うんですけども、そういったところに関する部分というものを乙として計算致します。

もうひとつ丙というのがございまして、それが先ほどからちょっと話題になっています口蹄疫とかですね、そういう非常に珍しいもの、あるいは激甚災害とかでも非常に大規模な被害が起きたとき、こういう異常事故と申しますけれども、こういった時のものを別途掛金を取ってございます。これは再保険の関係でもうひとつ別な丙というものを作ってございます。

今再保険の話を申しましたけれども、その下に参考ということで、家畜共済をどのように責任分担、いわゆる保険・再保険の関係をやっているかといいますと、先

ほど5つの共済事業があると申しましたけれども、家畜共済以外の4つの保険というのは超過損害方式の再保険をとってございます。というのは普通台風が来たとか、そういう大きな災害、年によって振れが大きいもんですから、一定以上ある程度大きな災害が出たら国が再保険を引き受けると、そういう仕掛けをとっておりますけれども、家畜共済の場合はどちらかというと天候による影響というのは、そういうのはあまり少なく、年次的な影響が少のうございますので、超過損害方式でなくて比例方式の再保険をとってございます。したがって、どちらかというと地域ごとにちょっとしたアンバランスがでた時にそれを修正するための再保険というふうな仕組みをとってございまして、全体の支払い責任のうち、共済組合が2割、そして都道府県の連合会が3割、国が半分5割というふうな形で責任をもって、組合の方からは国に全体の被害の半分を国に再保険を掛けると、こういうふうな仕掛けになってございます。

ただし、伝染病のような異常事故の場合は全額国が責任を持つと、すなわち掛金相当額を全て全額国に再保険を掛けると。こういう仕掛けになってございます。

ということで事故の内容と掛金の区分がちょっと違っているというところがございます。それは物品費みたいな物に対するお金と人件費みたいなものと異常事故と、この三つに分けて区分をして大臣が決めているという形でございます。

これを実際にどのように決めていくのか、模式図的に図解したものが、次の「算出イメージ」と書いたグラフみたいなものでございます。

左側に死廃事故、病傷事故と書いてございますけれども、ちょっとそのところ気にせずに聞いて頂きたいんですが、まず死廃事故ですね。

家畜が死んで亡くなってしまったこういった時ですけれども、これは直近3年間の被害実績を平均してだいたい金額的にどれくらい被害がでるのかとこういったことを行いまして、それに対して必要な修正を行います。この修正っていうのは色々な形の修正がございまして、例えばそのうちの大きなもののひとつが、この家畜の場合ですと、診療点数とか、薬の値段ですね。薬価、こういったものが変化した時にそのような修正を掛けるということがございます。

他のものでもいろいろございます。

例えば、共済組合が今までやっていなかった事業を新たに展開する時に、非常に過去の実績期間が短い時などは、その期間が短い一年分のデータしかないみたいな時ですと、他の地域がどうなっているかというのを参考に修正するとかですね、そういういろいろな修正の仕方がございまして、家畜の場合の一番通常行う修正はそういう診療点数とか、薬価の動きによってどの程度変えるべきかという修正をここで行っていることになってございます。

病傷事故の場合も同じようにして3年間の平均を取って必要な修正を行っていきます。

この病傷のところでできたところに対しては、これを2つに分割して、病傷事故に関する費用のうち、医薬品による物財費に係るものを上の死廃と合わせて甲にすると。そして診療技術料、いわゆる人件費的なものを集めたものが、乙になると。こういう形で分割して甲と乙という2つの被害率を作るという形で掛金を決めてい

くというような形になってございます。

安全率についてでございますが、これは保険的な理論で、積立金がちょっと少なかったりして将来に向かって安定を欠くような場合に備えて、一定の安全率を乗つけるというような形をとってございます

今度は一番下の異常事故というところでございます。

これは激甚災害、これも非常に珍しいことでございますし、伝染病、これも非常に珍しいことでございますので、3年間という形で取ると、これはほとんど0になってしまうケースも非常に多ございますので、20年間でとるという形を取ってございます。ですから過去20年間でどれくらい被害が出たかというようなものを取りまして、そこで金額被害率を出すということでございます。このようにして甲・乙・丙の掛金標準率というものを求めていくこととしてございます。ですからこの中にはいくつかの伝染病とか激甚災害を受けた時の被害とか、そういったものも集められております。

先ほど鴻上委員の方から宮崎の方で、共済に入っているのが意味がないとかいうお話がございましたけれども、参考までに言いますと、この丙の部分の掛金率はだいたい1万分の1より小さいぐらいの掛金率になります。ですから牛1頭あたりに直しますと、伝染病とかそういうものに掛けている掛金というのは牛1頭あたり10円あるかないかとそれぐらいの金額になります。これは過去に非常に例がないものですからそういう形になっているかというふうに思っております。ただし、上の病傷などは、牛は生き物ですから人間と同じでよく病気をしますので、共済の掛金の大半は、この病傷事故、あるいはこの死産事故の方の費用として計算されるという形になります。

これが全体の流れでございまして、先ほどの話でも申しましたけれども、この必要に応じて修正をかけるところに、だいたい診療点数とかあるいは薬価、薬代の動き、こういったものでどの程度過去の被害率、額を修正したらいいかと、これが家畜共済の掛金を決めるにあたって非常に重要な事項になってございます。だから逆に薬品代とか診療技術っていうのは、非常に高度で専門的でございますので、今度小委員会の方で少し調査・審議をしていただきまして、その結果をこの場にご報告いただいて、皆様にご議論いただくというような形で、家畜の共済部会が進められるという形でございます。

それでは本体の参考資料7というところにちょっと戻っていただきまして、今度の2月8日に審議を致しますので、内容はその時に詳しく説明致しますけれども、だいたいの構成のところをちょっとお話しをしてみたいです。

まず掛金率に関するところでは、別紙1というところがございますけれども、別紙1ではここで審議していただくことは何なのかということが書いてございますけれども、ひとは料率、掛金率を作る時に、当然全国で発生状況がございまして、基本的には先ほど申しましたように、組合ごとに掛金率を作っていくわけでございますけれども、家畜の数が非常に少なかったりすると、ある程度地域をまとめてひとつの掛金率にするとか、あるいは組合が非常に大きくてその中を分けた方がいいみたいな時があったりしますので、どういう方法で掛金を作っていくかっていうそ

ういったところがひとつの考え方として必要になってございます。それをどうするかということとか、あと丙のところっていうのは、これは先ほど申しましたように、非常に例が少ないもんですから、全国一律で計算してございます。地域ごとに計算するとほとんど0という形になってしまいますので、そういう全国の区域でやるというようなことをやってございます。

そういった地域をどうするかということがひとつと、3年間の実際の実績の被害額に対して、どのような修正を行うかという考え方、これを診療点数と薬価で修正しますよというところがひとつ。それともうひとつが必要に応じて安全率を乗せていきますよというところ。こういったところがこの掛金率の算定の考え方の要点でございます。

詳しい話はまた2月8日の御審議の際に御説明致しますが、ちょっと事前にお読みいただいた上でまた御説明させていただきたいと思っております。

別紙2と別紙の3、これは診療点数と薬価の改定の考え方でございますので、これから小委員会の方で議論していただくための資料でございます。

小委員会でこの内容について2月の2日と3日に調査していただいて、2月8日の部会では、小委員会からその結果を御報告いただき、その内容について御審議いただくという形となります。時間も押し迫ってまいりましたので、ここの部分については、説明は省略していきたいと思えます。

○三村部会長

ありがとうございました。ここで御質問を受けたいと思えます。

なお、参考資料7の内容につきましては、次回の部会で審議するというところでございますので、その他のことについてお願い致します。

先ほど御説明いただきました家畜共済制度の概要、農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢及びただいまの諮問事項につきましての要点に関する御質問ということでお願い致します。

はいどうぞ。鴻上委員。

○鴻上委員

家畜共済制度の概要のところでお伺いしたいのですが。

2ページの共済金額について、口蹄疫の時に明らかになったのですけれども、特措法によってですね国が手当金を補償するという場合はですね、殺処分したときの牛の価格であろうということで、農家はまさに実損害額が填補されたということですが、家畜共済の場合ですとたぶん加入時の牛の価額がベースになると、つまり事故時に比べれば低い価額である。かつですね、8割以下の付保率にするということですから、かなり金額自体が実損害額に比して小さいということになっているわけなんですけれども。

2つお伺いしたいのは、家畜が成長するということを加味した共済金額というような考え方を取り入れるというお考えはないのかというのが一つ。

もう一つは、なぜ付保率を8割以下に設定しているかの理由を念のためにお伺いしたいとおもいます。

○渡邊保険課長

まずはじめ方ですね成長を前提としたものについてはですね、今議論になっているのは肉用牛だと思います。乳用牛はおとなになってから入りますので、途中で価値が高くなるということは想定できないと思いますので、今ご指摘いただいたような議論にはならないと思うのですけれども、肉用牛の場合にはですね、子牛の時にお入りいただいて、その後育ってその時点ではお入りいただいた時より価値が高くなるという場合がございます。これについては、ごく例外的に、特に価額が非常に低い場合には評価を見直すという特例がございます。今回もそういう特例でですね家畜伝染病予防法の評価額をあわせたものもいくつかございます。

あと、付保割合が8割であるということですからけれども、これはですね一頭一頭個別の共済なら良いわけですからけれども、包括共済は一頭一頭ではなく全体を見て全体の中でいくらかということを見ております。その関係でですね1年間の期間があるわけですからけれども、この期間中に牛の出入りがございますので、超過保険にならないように上限をかけなければいけないということですからね、それで8割という上限をかけさせていただいております。

あとはですね農家の経営判断で、8割が上限なんですけれども、どこまで保険に付すのかというのをですね、一番下2割の場合があるのですけれども、2割から8割の間で選んでいただく。2割以下の場合はそんなに低い補償割合しか選ばないのなら入っていただく必要は無いのではないかとということですからね、2割以上から8割ということで制度上決めさせていただいているということでございます。

○三村部会長

よろしいでしょうか。

それではどうぞ。

○堀田委員

次回にもう少し詳しくお聞きしたいと思うのですが、いくつも疑問がわいてくるのですが、死廃牛という時の死亡というのはなんとなく客観性があるのですけれど、廃用牛これはどのくらい客観的に判断されて給付の対象にされているのかなということが少しわからなかったということと、共済の掛金率は一律だとおっしゃったのですが、おそらく算定においてはもうすこし細かく色々と、単に頭数だけでなく決められているのではないかという気がするんですけれども、その辺の料率算定の基本的な考え方についてですね、今日でなくて結構ですけども、次回もう少し詳しくお聞きしたいなと思いました。

それから最後になりますけれども、平均的な加入率というのはどのくらいなのでしょう。どのくらいの方、農家の方が加入されているのかお聞きしたい。できれば地域別の資料なども知りたいなと思いました。

○渡邊保険課長

一番最後の御質問ですけれども、資料の5の7ページ目をもう一度お開きいただきたいのですけれども、4番目に頭数加入率が出ているんですけれども、これが堀田先生のご指摘があった加入率でございまして。

○堀田委員

頭数ですよ。

○渡邊保険課長

そうです。頭数です。頭数加入率でございます。

○堀田委員

頭数加入率ですよ。農家の加入率は？

○渡邊保険課長

農家のはもしかすると資料を取っていないかもしれないので、調べてみたいと思います。

○青木保険監理官

廃用関係ということですね、若干、簡単に書かれているのは参考資料の注意書きのところで、廃用とは病気や傷害によって死に瀕した状態になったり、乳牛の乳が出なくなるなど家畜として使用する価値が無くなったりした状態ということで規定していきまして、これはいくつかのパターンがありまして、乳牛で乳が出なくなった廃用と、死に瀕している、特に死に瀕しているという判断がなかなか難しいかと思います。

廃用の認定につきましてはですね、通常は評価はまず組合がやるんですけども、廃用の認定につきましては、専門的な知識が必要でございますので廃用の認定をするときには、連合会には獣医師がいるので、連合会が廃用認定をするということですね、獣医師の目で見て死に瀕しているとか廃用に当たるということですね判断をするというふうなことでやってございます。

○木村保険数理室長

あと掛金のことですが、先ほど丙と申しました例えば伝染病とか、他にも種牛のような例の少ないものにつきましては全国1本の掛金率にしております。

他の一般的なものにつきましては、地域を決めまして、原則は組合の地域なんですけれども、場合によっては組合の中を分割するとか、あるいは、組合の中に農家が1戸しかない場合もあるので、いくつかの組合を括って1つの区域にして決めていくというように、かなり丁寧に状況を見て、どの範囲内か決めていると。決めた後で、組合が組合の中を自分達の危険の度合いで分けることができるようになっていきます。

○堀田委員

家畜の場合、年齢によって死亡率というのがあるような気がするんですけども、これを一律ということだとちょっと。

○木村保険数理室長

それは包括で入っておりますので、そういうことでやっておりますのと、年齢も子牛は死亡率が高いので、こういった場合は別に設定しているというような形でございます。

○堀田委員

年齢が上がれば廃用の可能性が高いと思いますよ。

○木村保険数理室長

乳牛の場合ですか。それは群として包括で入っているので、群としてどうなるかということです。

廃用というのは、老衰的な意味の廃用と、途中で事故が起きて病気になって乳がとれなくなるとかですね、そういった場合のものと色々ございます。

○青木保険監理官

共済の場合、経済廃用は対象にはなりません。一定期間が来れば更新されますので、かなりの高齢まで飼われている方もいらっしゃると思いますが、大部分は更新をされるということで対象にはならないと。期間中にですね本来飼われるような期間に乳が出なくなる、病気にかかる、経済価値といいますか寄与しない、といったような状態になると対象になるということでございます。

○渡邊保険課長

加入率の方ですが、戸数を申し上げますと、今手元にある資料で申し上げますと、乳用牛はですね21年度の引受がですね2万戸ございます。

それから先ほど畜産部が出しておりました乳用牛の飼養頭数が2万3千戸でございますから、ほぼ95パーセント以上あるという感じだと思います。

あと肉用牛は引受戸数が6万5千戸に対しまして、飼養農家数が7万7千戸ということですから、これも9割以上あるということだと思います。

あと肉豚はですね種豚とあわせて引受戸数が2千戸でございますけれども、豚の飼養戸数がですね6千9百ですから、7分の2ということですね。そういう感じだと思います。

○三村部会長

はい。三森委員どうぞ。

○三森委員

私は果樹共済に入っている、有限会社ぶどう畑の三森と申し上げます。

簡単な質問をさせていただきます。

米についてはある程度一定になりますと100パーセント入るのが国の方から説明があったと思うのですが、どう聞いてもわかりかねるのは、全体の8兆円の中の農業生産額の32パーセントを畜産が占めているという中で、この農災に100パーセントかかってはいないですよ。どうしてそれがかからないのか。私たちの食料という風に考えていく中、100パーセントになっていないということは、掛金が高いからかけないのかどうかというのがすごく大きな疑問の一つなんですけれど、畜産というものはハイリスクハイリターンだと思うので、とてもこういう風なものには普通は入るべきではないかという風に思うんですが、これは強制ではないからこういう風な形になってくると思われるのですが、入っていない方入っている方、どういう風な制度を使って、どうなのかというところもあるとは思いますが。それと戸数なんです、戸数も例えば10頭以上の方を1戸と考えていらっしゃるのかということもちょっと疑問の中にはありまして、その中の算定、これは日本すべてではないと思うんですけども、その2点をお聞きしたい。

あと、加入が100パーセントになってくると算定の方式というものも変わってくるのではないかと思われるのですが、その辺についてもお教えいただきたいと思っています。

○渡邊保険課長

まず、家畜共済は何で100パーセント入らないかという御質問で、我々としても100パーセント入っていただきたいんですけども、これは農家の方々の経営上のご判断ということなので、魅力を感じておられない方々もいるということなんだと思います。

特に豚やなんかであまり入っておられないというのは、豚の場合は子供の時に入るわけですから1頭8千円とかそれくらいの価額で入る訳ですけども、おとなになると3万円ぐらいで売れると、おとなになる前に2万5千円位で死んでもですね、8千円しか出ないなら俺は入らないという人もおられるのではないかと思いますけれども、2割の方々はそこは入っていただいているので、我々としては、もう少し加入率が増えるように普及なりすすめていかなければならないと思ってございます。

頭数の方は、先ほどの畜産部の説明は畜産統計でございますので、詳細は次回にでも御説明をしたいと思いますけれども、経営者として入っているのは全部、戸数として登録してございますので、販売していれば1頭であろうが何頭であろうが入っていると思います。

特に牛の繁殖農家の方々は、平均規模でも10頭に足りるか足りないかぐらいで経営されている方が多ございまして、5頭位で飼っている方が結構ございます。それでもちゃんとカウントしておりますので、販売をしていれば飼養戸数の中に入っていると思いますが、正確には確認をしてまたご報告を申し上げたいと思います。

○三村部会長

それでは、お時間もそろそろ終わりということなのですが、最後ということでお願い致します。

山崎委員どうぞ。

○山崎委員

すみません、2つ御質問があるんですけども、あの、今の資料の11ページです。死廃病類別事故頭数とその構成割合を見ますと、新生子異常というのは、とても大きいんですよ。その新生子異常で、その起きてる中で、先ほど胎児異常が多いとおっしゃられましたけれども、それがどういうことなのか、もしわかりましたら教えて頂きたいというのと、それから口蹄疫の昨年度の原因というのは、いろいろ取りざたされていますけれども、国としては原因をどこに設定されてこういう対策をとられたのかということをお教え頂きたいと思います。

今のお話の問題なんですけれども、牛は過密に飼っていると事故が起きて、そういう場合には、共済にちゃんと入ってないとあれなんですけど、広い面積でゆったりと飼えばほとんど病気が無くて、そういう飼い方をしていると共済に最低限入れれば大丈夫だっていうのがあって、その場合はそういう面もあるのかなという気が致します。よろしくをお願いします。

○三上補佐

家畜共済を担当しております三上と申します。1点目の方ですが、新生子異常の原因ということですか。

○山崎委員

原因もそうなんですが、どういう状態で胎児異常というのが多いのかというのを知りたいんです。

私、人工授精師と受精卵移植師をずっとやっていまして、それで見えてきたんですけど、例えば、おなかの中に子牛がいる場合に、角を切ったりすると、生まれてくる子牛に異常というのはすごい4か月、5か月の場合には多いんです。全体の疾病の中に新生子異常が占めてる割合が、乳用牛が多いというのはわかるんですけど、肉用牛も24パーセントも生まれるというのは、多いというか、小さな命というのは微妙なところですが、これが1頭生まれるか生まれないかによって畜産農家の経営にすごい響いてくるんですよね。できればその原因とか、そういうことがどういうことなのかというのは、知りたいと思ったんです。

○三上補佐

そうですね、統計表上はもちろん病名別のものがありますので、これをお渡しするのは差し支えないのですが、それぞれの原因ですね、今みたいに除角が影響しているのか、そういうのは、ちょっと我々の方も正確には、とらえてないので、やはり現場で獣医さんなりに聞かないとですね、正直わからないところです。

ちょっとそれ以上すみません、答えようがないんですが。

データであれば、もちろん、後ほどでもお渡しに参りますので。

○山崎委員

口蹄疫の昨年度の起きた原因というのはいろんな風に取りざたされていて、いろんな情報が入ってきているんですけども、国としては何が原因で、こういう対策をとられたのか、今後また、今、韓国で口蹄疫がすごい流行ってますから、どういう形でどう入ってくるのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

○渡邊課長

私の方から。先ほどですね、担当の消費安全局がいた時に御質問頂けたら本当は詳しくですね、御回答できたかもしれませんが、担当外なのでですね、ちょっと正確性を欠くかもしれませんが。

今回の宮崎のですね、口蹄疫の原因については特定はされていないと思います。県の方の報告書でもですね、国の方の報告書でもですね、原因がここだというのはですね、特定ができていないんだと思います。ただ、その先ほど消安局が説明していたようにですね、日本周辺のアジアの国々がですね、口蹄疫が発生していて、そういうウィルスがですね、常在している状況でございますので、何らかの方法でですね、入ってきたんだろうという推測は当然たってる訳で、それについてですね、どのルートで入ってきたか、どういう観点で入ってきたかというのはわからないのでですね、対策のピンポイントとしては、難しいんですけども、その水際対策としてですね、空港やなんかをですね、旅客の方々にもですね、消毒マットを踏んで頂くとか、そういう努力をですね、国としてはやっているということでございます。すみません、あまり詳しくなくて。

○山崎委員

じゃあ、基本的には原因はこれだというのは。

○渡邊課長

はい、特定されてないと思います。

○三村部会長

どうもありがとうございました。

まだまだ質問がお有りだと思いますけど、予定時間が過ぎておりますので、これで終わりにしたいと思います。

それでは、本日予定の事項はすべて終了致しましたので、進行を事務局にお返し致します。

○木村保険室長

三村部会長どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、お忙しい中、長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきましてどうもありがとうございました。

今後の日程につきましては、先ほども御説明致しましたが、参考資料1にございますとおり、専門委員による家畜共済小委員会を2月2日及び3日に開催した後、2月8日に再度農業共済部会を開催し、御審議いただくという方向で、部会長と相談の上、進めさせていただきたいと思います。

また、今日の料率関係の資料につきましては補足的な説明を今後もしていきたいと思えますし、堀田委員からの御質問などもございましたので、それにつきましても、色々調べて、お答えできる範囲で整理して2月8日の日にはお答えしたと思っております。

その他連絡事項等はございませんので、以上をもちまして、農業共済部会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

16時20分 閉会